

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年7月21日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 森 範行

1. 業務概要

- (1) 業務名 特殊車両取締業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、福井河川国道事務所管内において適正な道路管理を実施するため、道路法第47条の3および車両制限令に基づき、特殊車両の通行に関する指導取締を行うことを目的とする。
- (3) 業務の内容
本業務の業務内容は、別途「測量業務共通仕様書(案)」及び「特記仕様書(案)」のとおり
主な業務内容は以下のとおりである。
・特殊車両の通行違反者の指導取締
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成22年3月10日
- (5) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成21・22年度一般競争又は指名競争参加資格のうち測量・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務のいずれか1つ以上の認定を受けているものであること。
- (3) 近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(A) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(B) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし2)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(C) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(A)又は(B)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(A) 中立公平性に関する要件

・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

- ・守秘義務の遵守に関する教育を定期的実施している者であること。
- ・守秘義務に違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記している者であること。

(B) 業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請書を提出する者は、近畿地方整備局管内に業務拠点(予定主任技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(C) 業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す業務（平成20年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、近畿地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

実績として認める業務：

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

(7) 配置予定主任技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(A) 配置予定主任技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・二級土木施工管理技士
- ・測量士
- ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）又はRCCMと同等の能力を有する者

(B) 配置予定主任技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定主任技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成20年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

ただし、近畿地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

[1] 同種：

国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した道路に関する公物管理補助業務（道路許認可審査業務、適正化指導業務、道路巡回業務）

[2] 類似：

・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路許認可審査業務、適正化指導業務、道路巡回業務）

・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、測量業務、地質調査業務、土木設計業務の概略設計、予備設計、詳細設計

(C) 恒常的雇用関係

配置予定主任技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。

(D) 手持ち業務量

配置予定主任技術者は、平成21年7月21日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理（主任）技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

3. 落札者を決定するための基準

予決令第98条で運用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で価格が最も低い者を落札者とする。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課

電話 0776-35-2664 内線224 ファクシミリ0776-35-2955

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、平成21年7月21日から平成21年8月7日まで の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は「参加表明書」受付締切日の正午）。

ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

- (a) 交付期間 平成21年7月21日から平成21年8月7日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
- (b) 申込先及び交付場所 〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課
電話 0776-35-2664
ファクシミリ0776-35-2955
- (c) 交付申込期限 平成21年8月7日 正午まで
- (3) 競争参加資格確認申請書及び資料の受領期限並びに提出場所及び方法 平成21年8月7日 午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得て持参の場合、上記4.(1)の担当部局に提出。
- (4) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲
競争参加資格確認申請書を提出する時において、上記2.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を申請している者とする。
- (5) 競争参加資格確認の通知日
競争参加資格確認の有無の通知は平成21年8月20日(木)を予定する。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成21年8月27日(木)正午
・紙により持参の場合は、平成21年8月27日(木)正午
・開札は、平成21年8月28日(金)午前10時00分
〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除。
契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (6) 実績として認める業務については、我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における実績として認める業務の実績をもって判断するものとする。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(イ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 提出期限までに競争参加資格申請書を提出しない者は、入札できないものとする。
- (9) 競争参加資格確認申請書及び資料の作成、提出に関する費用は、申請者の負担とする。
- (10) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (11) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された申請書は、競争参加資格確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (12) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加資格確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡退職等のやむを得ない理由

により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければ
ならない。
(13) 詳細は説明書による。